

令和5年度恵庭市教育委員会会議(4月定例会)会議録

日 時	令和5年4月3日(月) 開会17時30分 閉会18時20分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	尾 形 直子(欠席)	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	尾 形 直子(欠席)																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩 野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大 嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>佐 々 木 文 人</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤 本 恵 美 子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加 藤 孝 行</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優 子</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>藤 井 昌 人</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 野 隆 司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀 越 拓 也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課指導主事</td> <td>北 幸 法</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小 井 裕 介</td> </tr> </table>	教育部長	狩 野 洋一	教育部次長	大 嶋 克幸	教育総務課長	佐 々 木 文 人	教育支援課長	藤 本 恵 美 子	学校給食センター長	加 藤 孝 行	社会教育課長	黒 氏 優 子	読書推進課長	藤 井 昌 人	郷土資料館長	高 野 隆 司	教育施設課長	堀 越 拓 也	教育総務課指導主事	北 幸 法	教育総務課主査	小 井 裕 介
教育部長	狩 野 洋一																						
教育部次長	大 嶋 克幸																						
教育総務課長	佐 々 木 文 人																						
教育支援課長	藤 本 恵 美 子																						
学校給食センター長	加 藤 孝 行																						
社会教育課長	黒 氏 優 子																						
読書推進課長	藤 井 昌 人																						
郷土資料館長	高 野 隆 司																						
教育施設課長	堀 越 拓 也																						
教育総務課指導主事	北 幸 法																						
教育総務課主査	小 井 裕 介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	なし																						
議事録署名委員	土 谷 秀 樹																						

令和5年度恵庭市教育委員会会議(4月定例会)結果表

令和5年4月3日(月) 17時30分開会

18時20分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市立島松小学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第2号	恵庭市立柏小学校 学校運営協議会委員の選任について(非公開)	原案可決
議案第3号	恵庭市立恵北中学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第4号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第5号	恵庭市青少年宿泊研修施設条例施行規則の一部改正について	原案可決
報告1	第1回恵庭市定例議会一般質問について	報告済み
報告2	第1回恵庭市定例議会予算代表質問について	報告済み
報告3	「黄色いワッペン」および「安全笛」の寄贈について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :狩野教育部長、大嶋教育部次長、佐々木教育総務課長、藤本教育支援課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、藤井読書推進課長、高野郷土資料館長、堀越教育施設課長、北教育総務課指導主事、小井教育総務課主査

議 事 録

開会 17時30分

- 教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
- 事務局 今回会議の議事録署名委員は、土谷委員をお願いします。
- 教育長 よろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 教育長 次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
- (事務局から前回の議事録について報告)
- ただいまの記録のとおり承認するという事でよろしいですか。
- 各委員 (はいの声)
- 教育長 続いて日程3、議案に入ります。
- (議案第1号非公開審議)
- (議案第2号非公開審議)
- (議案第3号非公開審議)
- 教育長 次に、議案第4号 恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「恵庭市立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。
- 11ページの「議案4」をご覧ください。
- 今回の改正につきましては、北海道立学校職員服務規程の一部改正に準じて、届出書などの押印廃止や文言の修正を行い、届出や願い出に係る教職員の事務負担の軽減を図るものであります。
- 新旧対照表は添付しておりませんので、11ページからの改正規則で説明します。
- はじめに、第52条は、書類の経由に関する規定であります。見出し中「書類」を「届出及び願い出」に改める」という規定が漏れておりますので、追加をお願いします。その他は、記載のとおり「提出する書類」の文言を「届出及び願い出を行うとき」に改めるものであります。
- 次に、別記第12号様式は、時間外勤務簿であります。押印廃止に伴い、「校長の印」を「校長の命令」に改め、押印ではなく「○」の記入で足りるようにするものであります。

次に、別記第13号様式の1から別記第13号様式の3までは、休暇や介護休暇・介護時間の処理票ではありますが、それぞれ「署名」の文言を「氏名」に改めるものであります。

次に、別記第13号様式の4及び別記第13号様式の4の2は、休暇等処理簿ではありますが、それぞれ「校長の印」を「校長の承認」に改めるものであります。

次に、別記第13号様式の5は、介護休暇等処理簿ではありますが、押印欄の廃止など改正箇所が多いため、12ページ・13ページのとおり改めるものであります。

次に、14ページに移りまして、別記第14号様式は、校外研修処理簿ではありますが、「署名」を「氏名」に、「校長の印」を「校長の承認」に改めるものであります。

次に、別記第16号様式の1から別記第16号様式の5までは、営利企業従事等許可願ではありますが、それぞれ「署名」を「氏名」に改めるものであります。

次に、別記第17号様式の1から別記第19号様式までは、兼職等承認願、着任期限延期願、事務引継書ではありますが、それぞれ「印」を削るものであります。

最後に、附則ではありますが、本改正規則は公布の日から施行するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 いま説明がありましたら、議案第4号について、ご質疑等はございますか。

委 員 「校長の印」を「校長の命令」に改正するとはどのようなことですか。

教 育 長 時間外勤務簿の校長の承認印を校長の命令に改めるということで、道立学校の管理規則になぞっての改正となります。

委 員 わかりました。

教 育 長 ほかにありますでしょうか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 お諮りいたします、議案第4号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 (はいの声)

教 育 長 議案第4号については、原案のとおりとします。
以上で議案第4号について終了いたします。

それでは、議案第5号 恵庭市青少年宿泊研修施設条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号

「恵庭市青少年宿泊研修施設条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

16 ページをご覧ください。

青少年宿泊研修施設は、コロナの影響や様々な理由により、年間の利用数が減ってまいりました。今回は、市内の子ども育成団体などに、聞き取り調査などを行いまして、団体がより使いやすいように規則の一部を改正するものです。

表の左が現行で、右が改正案になります。

まずは、開館時間ですが午後3時からを、午後1時からと改めます。

次に、使用団体についてですが、これまで、要領で使用団体を市内の青少年の団体と、それらと交流のある市外の青少年の団体としておりましたが、それを撤廃し、市内市外問わず、青少年であれば使えるようにと拡大し、規則に追加するものです。

次に、使用の申請時間ですが

午前9時から、午後5時までから、午前8時45分から午後5時30分までと改めるものです。

別表以降につきましては、第1項の記述を抜いて、文言整理を行ったものです。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 いま説明がありましたが、議案第5号について、ご質疑等はございますか。

委 員 申請ができる時間帯が、現行の「午前9時から午後5まで」と改正案では細かく「8時45分から午後5時30分まで」とありますが、何かの基準に合わせたものですか。

事 務 局 こちらは委託先の職員の勤務時間に合わせたものとなっております。

教 育 長 そうなる引き受ける事業者が変われば、その都度変わるものと考えてよろしいですか。

事 務 局 委託業者が変われば、変わる可能性はあると考えております。

教 育 長 『第2条の2』の追加は、要領を撤廃して、これまで使用団体を制限していたものを、どなたでも使いやすくしたということですね。

事 務 局 そのとおりでございます。

委 員 施設は恵庭 RB パーク株式会社で運営しているということよろしいですか。

事 務 局 はい。恵み野にあります恵庭 RB パークの中の2階でございます。

委 員 コロナの状況もあるかと思いますが、利用状況についてはいかがですか。

事 務 局 令和4年度は、年間で約100人ほどの利用人数となっております。

予約は約2倍入っていましたが、利用日が近づくともコロナの影響により中止するという連絡が入りまして、約半分の実績となっております。

委 員 コロナ前の実績としては、どのくらいでしたか。

事務局 コロナ前の実績としては、令和元年度で412人であり、徐々に減少している状況でございます。

教育長 他にご質疑ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 お諮りいたします、議案第5号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

教育長 議案第5号については、原案のとおりとします。
 以上で議案第5号について終了いたします。
 続いて、日程4、報告に入ります。
 報告1は、第1回恵庭市定例議会一般質問についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 私からは、日程4 報告1の「令和5年 第1回恵庭市定例議会一般質問について」の概要につきましてご報告をいたします。
 第1回定例会は、2月16日に開会し、3月20日までの33日間の会期で開催されました。
 その間、2月21日からの3日間で議員8名が一般質問を行いましたので、教育委員会関連の質問のありました2名の議員の答弁概要につきましてご報告をさせていただきます。
 報告資料の1ページをご覧ください。2月22日民主・春風の会渋谷議員からの一般質問で、GIGAスクール構想について5点の質問がありました。
 答弁についてですが、1点目は
 「教育現場におけるタブレット端末の活用状況についてであります。国のGIGAスクール構想や、コロナ禍が契機となり、オンライン学習などICTの活用により、児童生徒の学びを保障できる教育環境の整備を進めて参りましたが、令和4年度で、市内小中学校の全児童生徒への1人1台タブレット端末の整備が完了いたしました。
 現在、各小中学校では様々な授業の中で、タブレット端末を積極的に活用しており、英語の発音チェックや、実技や実験などの動画撮影、資料やアンケートの配付・回収、調べ学習における情報の収集、学習者用デジタル教科書の活用など、タブレット端末を授業においてより効果的に活用しているとともに、児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭学習での活用にも取り組んでおります。」
 2点目は
 「学年閉鎖や学級閉鎖となった場合のタブレット端末の活用状況や課題についてであります。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の影響により、学年閉鎖や学級閉鎖となった場合におきまして、児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、オンラインによる朝の会の参加や授業を視聴するなど、タブレット端末を家庭でも効果的に活用することで、登校することができない児童生徒への学びの保障や、健康状態を把握する取組を実施しております。課題といたしましては、タブレット端末の画面を長時間にわたり見続けることによる集中力や目の疲れなど、児童生

徒への負担を配慮する必要があることや、教職員が各家庭とのオンラインの接続状況の確認や、対面授業とオンライン授業の両方の準備を行わなければならないことが課題と考えております。」

3点目は

「不登校などで授業を受けられない児童生徒へのオンライン授業やタブレット学習の利用についてであります。オンライン授業につきましては、全ての小中学校で実施できる環境にありますことから、不登校の児童生徒も自宅から授業に参加できるとともに、適応指導教室や校内の別室からもオンライン授業を受けることが可能であり、児童生徒一人一人の状況に応じた活用ができる環境を整えているところであります。

また、タブレット端末を活用した学習支援といたしましては、インターネット上に学習ドリルが用意されており、インターネット環境がある場所であれば、いつでも自習ができるようになっております。」

4点目は

「タブレット端末を活用した相談窓口の開設意向についてであります。令和4年5月から道教育委員会による、児童生徒のタブレット端末を活用したインターネットでの相談窓口となる「おなやみポスト」を開設し、児童生徒がいじめや不登校、人間関係や家庭内での悩みを気兼ねなく相談することができる状況となっております。

受け付けた相談内容につきましては、市教委と学校が相談内容を共有し、速やかに事実関係の聞き取りや心のケアにあたるとともに、相談事案の解決に向けて対応しております。

このことから、市教委といたしましては、道教育委員会が開設している「おなやみポスト」を積極的に活用するよう、全ての児童生徒のタブレット端末に「おなやみポスト」のリンク先を設定することで、いつでもどこでも児童生徒がタブレット端末を活用した相談ができるよう周知しております。」

5点目は

「タブレット端末の更新の検討状況についてであります。市教委といたしましても、タブレット端末の耐用年数は5年程度と見込んでおり、現在、タブレット端末の更新につきまして、学年による使用頻度の違いや、電子黒板など他のICT機器の更新も勘案しながら、更新時期や財源について検討しているところであります。

児童生徒用と教職員用をあわせて5,919台のタブレット端末を短期間で整備したことで、耐用年数の経過時期が一定期間に集中することから、今後、財政負担の平準化も考慮し、更新時期を分割するなど、タブレット端末を計画的に更新して参りたいと考えております。」

と答弁しております。

続きまして、2月24日市民と歩む会新潟議員からの一般質問で、不登校対策について2点の質問がありました。

1点目は

「学びの保障についてであります。各小中学校におきましては、登校することができない児童生徒一人一人の状況に応じて、プリントの配布による学習支援やICTを活用した学習支援、さらには別室登校による学習支援などをきめ細やかに行っております。

また、市教委といたしましては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの働きかけにより、学校や家庭と連携しながら、児童生徒を適応指導教室に繋げるなど、児童生徒一人一人の状況に合わせて、基礎的な学力の定着を目指した支援を行いながら、学びの保障に取り組んでいるところであります。」

2点目は

「居場所の確保についてであります。不登校の児童生徒への支援にあたりましては、学校への復帰のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要でありますことから、児童生徒が個々の状況に応じた地域での居場所を見つけ、無理なく社会との繋がりを持つことはとても大切であると考えております。

市教委では、令和5年度も試行を含め、3か所の適応指導教室を設置・運営し、学びの保障とともに、居場所として活用することで、子どもたちの主体性や社会的自立の伸長に繋がる支援ができるものと考えております。

また、適応指導教室や学校の別室にも通うことができない児童生徒に対する支援として、メンタルフレンド事業やスクールソーシャルワーカーの家庭訪問など、コロナ禍により慎重に取り組んでいた直接出向いての支援を継続して行っていきたいと考えております。」

と答弁しております。

私からは以上です。

教 育 長

報告1について、ご質疑等はございますか。

委 員

タブレット端末は、年度が変わると児童生徒は、自分のをそのまま持った状態で学年が変わっていくものですか。

事 務 局

そのまま使っていたもので学年が変わり、アカウントをそのまま利用することになります。

委 員

6年生で卒業した生徒が使っていたものは、新入学の1年生が使うことになりますか。

事 務 局

そういうことになります。

委 員

その場合、今まで使っていたデータを消すなどの作業は学校側が行っているのですか。

事 務 局

委託業者の方で対応していただいております。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて、報告2は、第1回恵庭市定例議会予算代表質問についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

3月14日15日の2日間で、委員4名が各会派を代表して、令和5年度予算の代表質問を行いました。そのうち3名の委員から質問がありましたので、教育委員会関連の答弁概要につきましてご報告をさせていただきます。

資料の5ページをご覧ください。

3月14日自民党川原議員からの質問は1点でございました。

「不登校児童生徒とならないための根本的な解決策について」ですが、前段は先程の新岡議員の一般質問と同内容ですので、省略させていただきます。

2段落目になります。

また、各学校に対しましては、不登校の未然防止を図るため、全ての児童生徒が楽しく安心して豊かな学校生活を送ることができる、魅力ある学校づくりや、困ったときや不安な時に、いつでもSOSを発信できる雰囲気のある学校づくりを目指すとともに、不登校の前兆があった時の早期発見や、早期家庭訪問などが重要であることを校長会議や教頭会議において伝達しており、各学校が校長のリーダーシップのもと、こうした施策について徹底し推進して参りたいと考えております。」と答弁いたしました。

続きまして3月15日公明党松島委員からの質問は教育行政について4点ございました。

1点目は、ICT等の教育環境推進について

「学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられており、その育成を図るためには、ICT等の教育環境の整備・活用が重要であると考えております。本市では、これまで整備してきた電子黒板や指導者用デジタル教科書などに加え、令和4年度で全児童生徒へのタブレットパソコンの整備が完了したことから、各学校では、英語の発音チェックや、実技や実験などの動画撮影、調べ学習における情報の収集など、様々な授業の中でタブレットパソコンを積極的に活用しているとともに、児童生徒がタブレットパソコンを家庭に持ち帰り、家庭学習でも活用しております。今後も、児童生徒の情報活用能力を育成するため、学習指導の充実を図るとともに、各教科においてICT等を効果的に活用しながら、児童生徒の資質・能力を育成して参ります」

2点目は、ふるさと教育について

「本市の「ふるさと教育」につきましては、「恵庭市学校教育基本方針」の教育理念であります「ふるさとに生き 夢と志をいだき 心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成」に基づき、これまで各種事業の推進に取り組んでおります。特に、小学校3・4年生が使用する社会科副読本「のびゆく恵庭」の活用や、各学校の「ふるさと教育コーディネーター」を中心とした教職員向けの研修、更には各学校で郷土資料館の収蔵資料を展示する「ふるさと教育宅配事業」や、「すずらん踊り」、「恵庭岳太鼓」など郷土芸能の体験学習を行うなど、児童生徒や教職員が恵庭に関心を持ち、郷土愛を育むことができるよう実践して参りました。

また、各学校の教育課程に「ふるさと教育」を位置づけ、学校ごとに全体計画を策定して実践資料集を作成するとともに、特別活動や総合的な学習の時間において、地域の企業での社会見学や職業体験などに取り組んでおり、今後も、恵庭の自然環境や人材、施設を活用しながら、引き続き小中学校において、恵庭の良さを実感できる「ふるさと教育」を推進して参ります。」

3点目は、安全教育の実施について

「はじめに、自己防衛力の向上事業とトラブルに巻き込まれない安全教育についてでございますが、本市におきましては、全小学校において、様々な暴力から自分を守るための「CAP教育プログラム」を実施しております。また、中学校では、非行防止教

室や飲酒・喫煙及び薬物乱用教室、ネットトラブル防止教室などの自己防衛力向上事業を実施しております。

次に、通学路の安全対策についてであります。

日常的な教職員の見回りやスクールガードリーダーによる巡回指導などを通して、通学路の危険箇所や児童生徒の登下校の様子を把握しながら、関係機関と連携して対応に当たっております。

また、通学路の安全点検を目的とした「恵庭市通学路安全推進会議」を開催し、構成メンバーによる通学路の合同点検を実施し、点検結果と対策内容を各学校へ周知するほか、市ホームページ上でも公開しております。」

4点目は、子供の体験学習について

「新年度における具体的な取り組みについてであります。多様な学習や経験を通し、子どもたちの興味関心の幅を広げる「えにわ子ども塾」事業や、親子で料理などを体験する「親子ふれあい教室事業」、読み聞かせと音楽を楽しむ「みんなで楽しむピアノコンサート」、地域で活躍するジュニアリーダーの養成を目指す「えにわっ子ジュニアセミナー」などの事業を実施するほか、各団体などで実施する通学・体験合宿や地域レクリエーション事業を支援して参ります。」

と答弁いたしました。

続きまして3月15日民主・春風の会武藤委員からの質問は文化振興事業について1点ございました。

「はじめに、文化振興事業の現状についてであります。本市では、市民が主体的に取り組む文化活動を支援し、芸術文化宅配事業やえにアート ギャラリー、市民文化祭などの事業を通して、市民の誰もがいつでも文化活動に触れることができる機会を創出しております。

また、市民による文化活動の要となる「文化協会」や、郷土芸能である「恵庭すずらん踊り」や「恵庭岳太鼓」の保全と維持を目的に、その活動の支援を行っているところであります。

次に、課題についてであります。約3年間も続いております新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの団体が発表の機会が失われたことや、担い手の高齢化により、団体の活動がやや停滞してきている状況も多く見受けられますことから、その活動をどのように盛り返して活発化させていくかが課題であると考えております。」

と答弁いたしました。

報告2について、ご質疑等はございますか。

(なしの声)

以上で、報告2について終了いたします。

続いて、報告3は、「黄色いワッペン」および「安全笛」の寄贈についてです。事務局から説明をお願いします。

「寄贈について」ご報告いたします。

教 育 長

各 委 員

教 育 長

事 務 局

資料10ページをご覧ください。

はじめに、「黄色いワッペン」の寄贈ですが、

令和5年3月に、株式会社みずほフィナンシャルグループ、損害保険ジャパン株式会社、明治安田生命保険相互会社および第一生命保険株式会社の4社から新小学一年生を対象に、交通事故損害保険付き「黄色いワッペン」の寄贈がありました。

この事業は、交通事故が深刻な社会問題であった1965年にわが子を交通事故で失った母親が、当時の内閣総理大臣あてに交通事故の撲滅を訴えた新聞記事をきっかけにはじまり、今年で59年目を迎えました。

保険の対象となる事故は、このワッペンの交付を受けた児童が登下校中に発生した交通事故により亡くなられた場合に50万円以内でお支払いされるもので、保険期間は2024年3月31日までの1年間となっております。

「黄色いワッペン」を着用することで、子どもたちが交通安全に関心を持ち、保護者はもとより、ドライバーの注意を促し、少しでも交通事故防止に貢献できれば幸いです、とのメッセージをいただいております。

次に、同じく令和5年3月に、日本マクドナルド株式会社様より「安全笛」の寄贈がありました。

この活動は、地域の皆様と共に安全で安心な街づくりを目指し、『こども110番の家』関連事業への支援の一環として、マクドナルド様が2003年の沖縄県で贈呈したのを皮切りに、各教育委員会や警察関係者の協力のもと年々全国規模へと拡大したものです。

安全笛は、吹くと「ピーッ」と大きな音で危険を知らせることができ、子供たちの安全に役立つ便利な防犯グッズとなっております。

ワッペンおよび安全笛は、4月に新入学児童へ配布を予定しております。

報告は、以上となります。

教 育 長

報告3について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

以上で、報告3について終了いたします。

(次回の日程確認)

事 務 局

その他、全体を通して何かありますか。

2022【令和4年度】図書館要覧を作成いたしましたので、配布させていただきます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

教 育 長

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

| 終了